

札幌市里親レスパイト・ケア実施要綱

〔平成18年4月3日〕
児童相談所担当部長決裁

最近改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この事業は、札幌市より委託している児童を養育している里親、小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム」という。)の養育者が一時的な休息を取るために援助(以下「レスパイト・ケア」という。)を必要とする場合、他の里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設等で当該児童を養育することにより、里親が行う委託児童の養育を支援することを目的とする。なお、レスパイト・ケアを必要とする里親及びファミリーホームの養育者(以下「里親等」という。)は、次に掲げる事由に該当する者とする。

(ア) 里親等の疾病

(イ) 育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上の事由

(ウ) 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

(エ) 冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

(再委託先)

第2条 レスパイト・ケアを実施する際の再委託先は、里親登録されている里親家庭、ファミリーホーム、乳児院又は児童養護施設等とする。ただし、乳児院及び児童養護施設等への再委託は、里親家庭及びファミリーホームへの再委託が困難な場合に限る。

(実施日数)

第3条 レスパイト・ケアは、札幌市が必要と認める日数とする。

2 レスパイト・ケアの実施については、数時間から半日となった場合は、1日実施したものとみなす。

3 委託児童が再委託先に日付を超えて宿泊した場合において、深夜或いは早朝に入退したときの日数勘定は、再委託先が1食以上食事を提供した日を1日と数えることとする。

(申請等)

第4条 レスパイト・ケアを希望する里親等は、事前に児童相談所長に対して「札幌市里親レスパイト・ケア申請書」(様式第1号)に「児童連絡票」(様式第1-2号)を添えて提出する。ただし、休日や夜間など緊急にレスパイト・ケアが必要となった場合には児童相談所に相談の上、事後の申請も受理するものとする。

2 前項の申請を受けた児童相談所長は、速やかにレスパイト・ケア実施の可否決定及び委託児童の再委託先の選定を行い、その結果を「里親レスパイト・ケア決定通知」(様式第2号)または「里親レスパイト・ケア不承認決定通知」(様式第3号)により申請をした里親等に通知するものとする。

(委託児童の再委託)

第5条 児童相談所長は、前条第2項の実施決定をしたときは、再委託先に対し「里親レスパイト・ケアによる措置児童の再委託決定通知」(様式第4号)により通知し、当該児童の委託を依頼する。

(移送)

第6条 レスパイト・ケア開始時及び終了時の児童の移送は、委託児童の里親等が行う。

(情報提供等)

第7条 児童相談所長は、再委託先へ第5条の再委託決定通知をする際は、当該通知に第4条第1項の児童連絡票を添えて送付する。

2 再委託先は、レスパイト・ケア開始時に、前項の連絡票に沿って委託児童の当日の状態等を里親等から聞き取り、申し送り事項を確認する。

(持参物品)

第8条 里親等はレスパイト・ケア開始時に、委託児童が使用する次のものを再委託先に持参する。

- (1) 受診券及び健康保険証
- (2) 着替え、寝間着及び洗面用具等の日用品
- (3) 排泄自立前の乳幼児の場合はおむつ
- (4) その他、再委託先が指定する物

2 里親等は、委託児童が再委託先に持参する物品について「児童持参物品確認票」(様式第5号)を作成し、レスパイト・ケア開始当日に再委託先に提出して、これに基づきその場で双方が持参物品の確認を行うこと。

3 再委託先は、レスパイト・ケアの終了時には、委託児童が持参した物品を確実に里親等へ引き渡し、第1項の持参物品確認票により物品返却の確認を行うこと。

(終了報告)

第9条 再委託先は、レスパイト・ケアが終了したときは、「里親レスパイト・ケア終了報告書」(様式第6号)を作成し、終了後7日以内に児童相談所長へ提出すること。

(措置費)

第10条 レスパイト・ケアに係る措置費の支弁については、平成11年4月30日付け厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」により支弁することとする。

2 当該児童の保護者からのレスパイト・ケアに係る費用徴収は免除されるものとする。

3 再委託先はレスパイト・ケアに係る措置費を市長に請求する際は、適宜「里親レスパイト・ケア措置費請求書」(様式第7号)を作成し、請求するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から実施する。

この要綱は、平成19年3月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

この要綱は、平成26年8月1日から実施する。

この要綱は、平成29年9月11日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。